

市・県民税、所得税の申告相談が始まります。

【問】 税務課 市民税グループ ☎ 0854-40-1034

市・県民税、所得税の申告相談を2月15日（火）から3月15日（火）の期間に実施します。相談希望の方は熱がないことを確認し、マスクを着用してお出掛けください。

なお、大東税務署での所得税申告相談の開設期間は1月24日（月）～3月15日（火）です。相談を受けられる方は、入場整理券が必要です。詳しくは大東税務署ホームページをご覧ください。還付申告書は1月から提出できますので早めの提出をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の予防対策を徹底します。混雑状況を避ける必要があるため入場を制限することがありますのでご理解いただきませうようお願いいたします。

相談がある方は、収入金額や控除額が分かる給与・年金などの源泉徴収票、控除証明などの原本を必ず持参の上、お出掛けください。また、短時間で相談が終わるように事前準備と集計を必ずお願いします。

● 期間中は、職員が相談会場に出掛けるため市役所税務課窓口では受け付けができません。市民税に関する問い合わせも即答できない場合があります。

● 筆記用具、電卓を持参してください。
● 農業相談員はいません。集計した上で農業に関する相談が無いようにしてお出掛けください。集計されていない場合は会場内で集計をお願いします。

所得税の 確定申告のしるし

【確定申告が必要な方の例】

① 農業や営業などの事業を営んでいる方や不動産所得、一時所得（保険の満期など）、配当、不動産の譲渡などがあり、その所得の合計額が所得控除の合計額を超える方
② 年末調整を受けた給与以外に所得が20万円を超える、または年末調整を受けた給与以外の給与収入が

20万円を超える方

【確定申告ができる方】

① 各種所得控除の追加や修正により源泉徴収された所得税が戻ってくる方

② 勤務先で年末調整を受けておられず、申告すると源泉徴収された所得税が戻ってくる方

【確定申告不要制度】

公的年金受給者の方は、年金収入が400万円以下で他の所得が20万円以下の場合には確定申告する必要はありません。

※所得税の還付を受けるためには、確定申告する必要があります。

【申告に必要なもの】

① 本人確認ができるもの（例…運転免許証、マイナンバーカード、保険証など）

② 本人のマイナンバーが分かるもの（例…マイナンバーカード、住所が一致している通知カード、個人番号が記載された住民票）

③ 給与・年金などの源泉徴収票（原本、少額の報酬なども忘れずに）
（※）内容確認のため、必ず持参してください。

④ 収支内訳書（営業所得、農業所得や不動産所得がある方）

⑤ 生命保険などの満期金や定期年金の給付金額が分かるもの

⑥ 各種所得控除（社会保険料、生命保険料、地震保険料など）の支払証明書、医療費控除の明細書、障害者手帳など

⑦ 本人の預貯金口座が分かるもの（所得税の振替、還付金の受け取りのため）

⑧ 利用者識別番号の通知書（税務署から届いている方）

確定申告書などには、マイナンバー（個人番号）の記載が必要です。相談時、「本人確認」・「番号確認」の分かるものを必ず持参してください。

【注意いただくこと】

① 農業所得
家庭菜園など耕作面積が少なく出荷もない時は農業所得を申告する必要はありません（収支内訳書を提出する必要はありません）。

農業相談はありませんが、減価償却費を市で管理されている場合は明細をお渡ししますので申し出てください。

収支内訳書は各総合センターに用意しているほか、市ホームページ、国税庁ホームページに掲載されています（市報1月号別冊に様式と記載要領を載せています。国税庁の確定申告書等作成コーナーではマイナンバーカードなしで収支内訳書のみ作成印刷することができます）。

② 社会保険料控除

国民年金保険料は、日本年金機構

が発行する「社会保険料控除証明書」を添付してください。証明書の再発行は専用ダイヤルへ問い合わせください。

ねんきん加入者ダイヤル

☎0570・003・004

※国保料証明書は添付の必要はありません。

③ 医療費控除

医療費領収書の添付の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。支払った医療費は必ず人ごと、さらに医療機関（支払先）ごとに分けて合計額を記入してください。（※領収書の提出はできません。）

領収書は税務署から提示を求められることがありますので5年間ご自分で大切に保管してください。

おむつ代の医療費控除を受けるときは、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。2年目以降は医師が作成する証明書の代わりに雲南広域連合長が無料で交付する「おむつ代医療費控除証明書」でもよいとされています。

医療費は他の控除が多く税額が生じない時は計算する必要はありません。

④ 障害者控除

障害者手帳をお持ちでない場合でも要介護認定を受けている方は障害者控除に該当する場合があります。

これらの方が障害者控除を受けるときは、市が発行する「障害者控除

対象者認定書」が必要です。

「おむつ使用証明」と「障害者控除対象者認定書」について詳しくは市報1月号26、27ページをご覧ください。

⑤ 配偶者控除・配偶者特別控除

申告者本人の所得が1千万円以下るとき配偶者（特別）控除の適用ができます。配偶者の所得が48万円以下の場合に配偶者控除が適用でき、超える場合でも配偶者の所得により配偶者特別控除の適用があります。諸控除一覧を確認してください。

⑥ 扶養控除

所得が48万円以下の扶養親族は扶養控除の対象になります。給与収入では103万円以下、年金収入では158万円以下の方です。16歳未満の扶養親族について控除金額はありませんが、扶養人数により市県民税が非課税となる場合がありますので該当欄に記載してください。

⑦ 住宅借入金等特別控除

住宅ローンを利用して住宅を新築・増改築し、一定の要件を満たす場合は、税額控除が受けられます。初めて控除を受けられる方は税務署で確定申告をしてください。

⑧ ふるさと納税（寄附金控除）

ふるさと納税ワンストップ特例の適用申請を提出している人でも5団体を超える自治体へふるさと納税を行った場合や確定申告をする必要が

本号掲載の申告書を切り取り、署名、連絡先、必要事項を記入し、添付書類と共に封筒等に入れ、封筒外側にも氏名・住所を記載し封をしたうえで税務課まで提出してください。各種証明書の添付がないと税の計算上、控除できませんので注意してください。

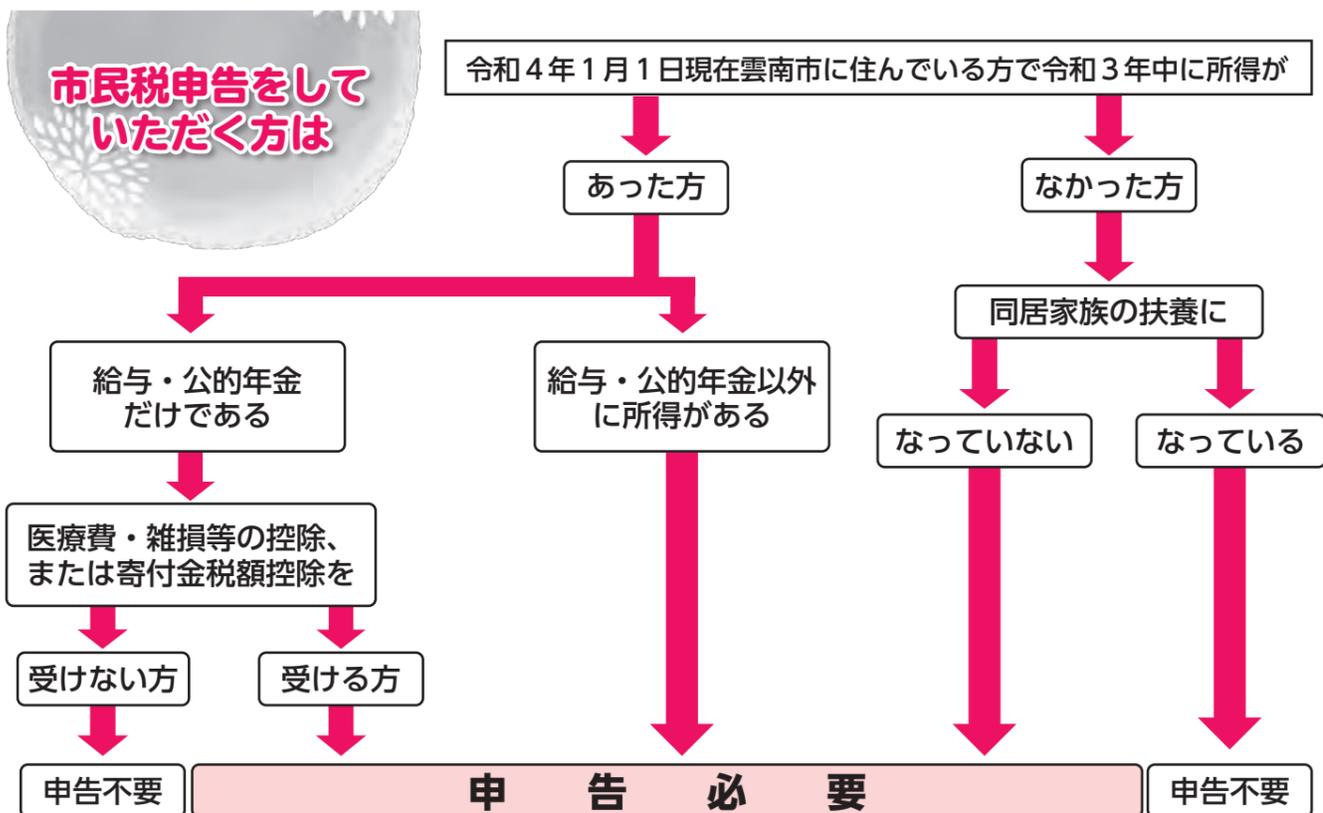
【必要書類の入手方法】
申告書、記載例、収支内訳書、その他用紙は税務課、各総合センター市民福祉課に備え付けているほか、市ホームページにも掲載しています。

【表1】 給与所得の求め方

給与の収入金額 (A)		給与の所得金額	
0円～	550,999円	0円	
551,000円～	1,618,999円	(A) - 550,000円	
1,619,000円～	1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～	1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～	1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～	1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～	1,799,999円	給与等の収入金額の合計 (A)	(B) × 2.4 + 100,000円
1,800,000円～	3,599,999円	を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てる (B)	(B) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～	6,599,999円		(B) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～	8,499,999円		(A) × 0.90 - 1,100,000円
8,500,000円～			(A) - 1,950,000円

【表2】 年金所得の求め方

公的年金等の収入金額 (C)		公的年金の所得金額	
		公的年金以外の所得が1,000万円以下の時1,000万円以上の時の計算式は省略しています。	
65歳未満 (昭和32年1月2日以後生まれ)	0円～	600,000円	0円
	600,001円～	1,299,999円	(C) - 600,000円
	1,300,000円～	4,099,999円	(C) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円～	7,699,999円	(C) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円～	9,999,999円	(C) × 0.95 - 1,455,000円
10,000,000円～			(C) - 1,955,000円
65歳以上 (昭和32年1月1日以前生まれ)	0円～	1,100,000円	0円
	1,100,001円～	3,299,999円	(C) - 1,100,000円
	3,300,000円～	4,099,999円	(C) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円～	7,699,999円	(C) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円～	9,999,999円	(C) × 0.95 - 1,455,000円
10,000,000円～			(C) - 1,955,000円



※ただし、所得税の確定申告書を提出した方や公的年金のみで控除など追加する必要がない方は市・県民税申告書を提出する必要はありません。

ある場合は、ふるさと納税を行った全ての金額を寄付金控除の計算に含め申告し直してください（確定申告をされるとワンストップ特例が無効となるためです）。

【申告書は「自身で提出しましょう!」

収支内訳書や確定申告書は自分で作成し申告・納税することが基本です。電子申告のほか、紙による申告書は税務署に郵送または時間外収受箱に直接投函により提出することができます。新型コロナウイルスを含む感染症の予防・拡大防止のため、できるだけe-TAXなどの電子申告による申告をお願いします。申告に使用する用紙は大東税務署に用意しているほか、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成、印刷することができます。所得税について詳しくは国税庁ホームページを確認してください。



二次元コード
作成
確定申告書等
コーナーはこちら

国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>
大東税務署
☎0854・43・2360

**市・県民税の
申告用紙**

市・県民税は、1月1日現在の住

所で前年中の所得に基づいて課税されます。期限までに申告をお願いします。申告に必要な書類は、所得税の確定申告と同様です。

【申告書の提出が不要な方】

令和3年中の収入が給与や年金のみで、医療費控除や障害者控除、ひとり親控除、寡婦控除などの各種控除を追加しない方は申告書を提出する必要はありません。

所得税の確定申告書を提出された方も市・県民税申告書を提出する必要はありません。

【申告書の提出がないと】

申告書の提出(右記の人を除いて)がないと、各種手続きに必要な所得(課税)証明書の発行が受けられなかったり、国民健康保険料などの軽減が受けられないことがあります。どなたの税法上の扶養にもなっておらず、収入がない方または非課税年金(遺族年金・障害年金等)のみの方も申告書の提出が必要です。この場合は申告書裏面、左下の16非課税所得などに関する事項の該当欄に☑をして、表面に署名のうえ提出をお願いします。

【市民税申告書は自分で作成できます!】

市民税申告のみの場合でも、申告会場へ行かずご自分で作成・提出できます。

令和4年度分（令和3年分） 市民税・県民税 申告書

（兼 国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料 申告書）

雲南市長 様		現住所	自治会（ ）		業種又は業	
提出年月日		1月1日	現在の住所		電話番号	
年	月	日	フリガナ	個人番号		
			氏名	生年月日	明・大昭・平	世帯主の氏名
						続柄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

雑損控除	損害の原因		損害年月日	損害を受けた資産の種類	
	損害金額		保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額	
	円		円	円	
⑪ 医療費控除	支払った医療費		保険金などで補てんされる金額		
	円		円		
⑫ 社会保険料控除	社会保険の種類		支払った保険料		
			円		
	合計				
⑬ 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計		
	円		円		
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計		
	円		円		
	介護医療保険料の計		円		
	円				
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計		
	円		円		
⑯～⑰ 寡婦ひとり親・勤労学生控除	⑯ □ 寡婦控除		⑰ □ 勤労学生控除 (学校名)		
	□ 死別 □ 生死不明 □ 離別 □ 未帰還		⑱ □ ひとり親控除		
⑲ 障害者控除	氏名	障害の程度	級度		
	氏名	障害の程度	級度		
⑲～⑳	配偶者の氏名		生年月日	明・大昭・平	
配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者の氏名		配偶者の合計所得金額	円	
	個人番号	□ 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)			
㉑ 扶養控除	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額
	1	明大昭平	□ 同居 □ 別居		万円
	個人番号				
	2	明大昭平	□ 同居 □ 別居		万円
	個人番号				
3	明大昭平	□ 同居 □ 別居		万円	
個人番号					
4	明大昭平	□ 同居 □ 別居		万円	
個人番号					
16歳未満の扶養親族(控除対象外)	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄	
	1	平令	□ 同居 □ 別居		
	個人番号				
	2	平令	□ 同居 □ 別居		
	個人番号				
	3	平令	□ 同居 □ 別居		
個人番号					
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。		扶養控除額の合計			
雲南市記入欄	番号確認	本人確認 □本 □代	代理人氏名	代理権	
	個人力・通知力他()	運免・個人力他()		委任状・税務代理他()	

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
		農業	イ	
		不動産	ウ	
		利子	エ	
		配当	オ	
		給与	カ	
	雑	公的年金等	キ	
		その他	ク	
		短期	ケ	
	総合譲渡	長期	コ	
一時		サ		
2 所得金額	事業	営業等	①	
		農業	②	
	不動産	③		
	利子	④		
	配当	⑤		
	給与	⑥		
	雑	⑦		
	総合譲渡・一時	⑧		
	合計	⑨		
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑫		
	小規模企業共済等掛金控除	⑬		
	生命保険料控除	⑭		
	地震保険料控除	⑮		
	寡婦・ひとり親控除	⑯		
	勤労学生・障害者控除	⑰～⑱		
	配偶者控除	⑲		
	配偶者特別控除	⑳		
	扶養控除	㉑		
	基礎控除	㉒		
雑損控除	⑩			
医療費控除	⑪			
	合計	㉓		

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書（分離課税用）」を合わせて提出してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和4年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

令和4年度 市民税・県民税申告の諸控除一覧

<別表1>所得から差し引く金額

⑪ 医療費控除	あなたやあなたの扶養親族等の医療費を支払った場合 控除額＝(医療費-保険等で補てんされた金額)-10万円または 総所得金額等の5%のいずれか少ない額		
	一定の取組(検診、健診、予防接種等)を行った方が対象 控除額＝(特定一般用医薬品等購入費-保険等で補てんされた金額)-12,000円 ※最高88,000円		
⑫ 社会保険料控除	あなたが支払った国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などがある場合 [全額が控除対象額]		
⑭ 生命保険料控除	区分	支払保険料	控除額
	新契約	12,000円以下	支払額全額
		12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円
	旧契約	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円
		56,001円以上	一律28,000円
	新契約と旧契約の双方で保険料がある場合は、新旧それぞれの計算方法で算出した金額の合計額 [限度額 28,000円]	15,000円以下	支払額全額
15,001円～40,000円		支払額×1/2+7,500円	
40,001円～70,000円		支払額×1/4+17,500円	
70,001円以上		一律35,000円	
⑮ 地震保険料控除	区分	支払保険料	控除額
	地震保険(A)	50,000円以下	支払額×1/2
		50,001円以上	25,000円
	旧長期損害保険(B)	5,000円以下	支払額全額
		5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円
15,001円以上		10,000円	
Aの控除額 + Bの控除額 [控除限度額25,000円]			

<別表3>配偶者特別控除の求め方

配偶者の合計所得	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	950万円以下	1,000万円以下
48万円超 100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円
100万円超 105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円
105万円超 110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円
110万円超 115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円
115万円超 120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円
120万円超 125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円
125万円超 130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円
130万円超 133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円

<寄附金控除> 申告書裏面「15 寄附金に関する事項」

前年中に次の①～④の団体に対して行った寄附の合計金額が2,000円を超える場合は、寄附先の名称と寄附金額を記入してください。

- ①都道府県・市区町村 ②日本赤十字社島根県支部
- ③島根県共同募金会 ④島根県または雲南市長が条例に指定した団体

人的控除の種類		控除額
⑯	ひとり親控除	ひとり親控除は48万円以下の生計を一にする者がいる、所得500万円以下のひとり親
	寡婦控除	260,000円
⑰	障害者控除	普通障害
		特別障害
	同居の特別障害	530,000円
⑱	勤労学生	260,000円
⑲	配偶者控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合、配偶者の合計所得金額に応じて<別表2>の金額を控除
		300,000円
⑳	配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合、配偶者の合計所得金額に応じて<別表3>の金額を控除
		0円
㉑	扶養控除	年少扶養(16歳未満)
		一般
		特定(19歳以上23歳未満)
	老人(70歳以上)同居老親等以外	380,000円
	老人(70歳以上)同居老親等	450,000円
㉒	基礎控除	合計所得金額が2,400万円以下のときの控除額。以降所得額により控除額漸減
		430,000円

年齢や扶養の判定は、前年12月31日(年の途中で死亡された人については死亡された日)の現況で行います。

※ どなたの税法上の扶養にもなっておられない方で、収入がない方、又は非課税年金(遺族年金・障害年金等)のみの方は申告書の提出が必要です。その場合は申告書裏面、左下の「16 非課税所得等に関する事項」の該当欄に☑をして、表面に署名押印のうえ提出をお願いします。

「医療費控除の明細書」の書き方

1. 医療費通知に関する事項

医療費通知に記載された医療費の額	その年中に実際に支払った医療費の額	生命保険や社会保険で補てんされる額
100,000	100,000	20,000

2. 医療費(上記1以外)の明細

医療を受けた方の氏名	病院など支払先名称	医療費の区分	支払った医療費の額	生命保険などで補てんされる額
雲南太郎	C病院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費	50,000	
〃	M薬局	☑診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費	2,000	
〃	B医院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費	30,000	
雲南花子	C病院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費	150,000	60,000
〃	M薬局	☑診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費	30,000	
〃	K医院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費	20,000	
〃	H薬局	☑診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費	7,000	
〃	T事業所	□診療・治療 ☑介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費	40,000	
〃	S店	□診療・治療 □介護保険サービス ☑医療品購入 □その他の医療費	4,000	
合計			333,000	60,000

医療費の合計 100,000+333,000-(20,000+60,000)=353,000

※ 医療費は必ず人ごと、病院ごとに集計してお出かけください。

※ 医療費通知がある場合は1. に記入し原本を添付します。医療費通知にないものは2. 明細欄に記入していきます。

※ 人ごとに、さらに病院・薬局等ごとに分けて集計します。

※ 予防接種、人間ドック、検診など控除の対象にならないものは含めない。

※ 領収書は集計した区分ごとにまとめて保存しておきます。(5年間)

6 給与所得の内訳

日給などの給与所得がある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

月	日	給	勤務日数	月収
1		円		円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞与等				円
合計				
勤務先所在地				
勤務先名				
電話番号				

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
		.	円	円
		.		
		.		
			国外株式等に係る外国所得税額	

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ 円
	長期					ロ
一時						ハ

右上のイの金額を表面のケに、ロの金額を表面のコに、ハの金額を表面のサに記入してください。
右のニの金額を表面の⑧の所得金額欄へ記入してください。

ニ 合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2]

11 事業専従者に関する事項

	氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額
1			明・大 昭・平	.	円
	個人番号				
2			明・大 昭・平	.	
	個人番号				
3			明・大 昭・平	.	
	個人番号				
所得税における青色申告承認の有無		あり・なし	合計額		

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	円
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	
	損失額、被災損失額(白)	円
前年中の開廃業	開始	・ 廃止
		月 日
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等		

12 別居の扶養親族に関する事項

	氏名	個人番号	住 所
1			
2			
3			

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、上の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

16 非課税所得等に関する事項

遺族年金 障害年金 雇用保険 無職
学生 学校名()

前年中に所得がなかった場合は記入してください。

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	円
住所地の共同募金会、日赤支部分	
条例指定分	都道府県
	市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上覧に記入せず、別途「寄附金控除申告書(二)」を提出してください。

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要はありません。